



介護保険利用者の皆さんへお知らせ

問い合わせ 高齢福祉課介護保険係(東原庁舎内)☎内線77253・77264

■所得の低い人の居住費と食費の負担が軽減されます

介護保険施設を利用する場合、申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けると、利用者負担限度額が軽減されます。現在、認定証が交付されている人も7月31日(火)で有効期限が切れます。引き続き利用するには、再度申請してください。

対象サービス 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、ショートステイ

申請方法 申請書を高齢福祉課介護保険係、または白沢・利根支所生活係へ

その他 次のいずれかに該当する場合は、対象となりません

- ▼預貯金などが単身1,000万円超、夫婦2,000万円超
- ▼世帯分離している(住民票上世帯が異なる)配偶者に市民税が課税されている場合

対象要件と基準費用額(日額)

| 対象要件 | 居住費の負担限度額 | | | | 食費の負担限度額 |
|--|-----------|-------------|--------------|------|----------|
| | ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 | 従来型個室 | 多床室 | |
| 生活保護受給者、または高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 | 820円 | 490円 | 490円(320円) | 0円 | 300円 |
| ★世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 | 820円 | 490円 | 490円(420円) | 370円 | 390円 |
| ★世帯全員が市民税非課税で、上記以外の人 | 1,310円 | 1,310円 | 1,310円(820円) | 370円 | 650円 |

※()内の金額は介護老人福祉施設、短期入所生活介護の従来型個室を利用した場合
 ※★は非課税年金(障害年金・遺族年金)の収入額を含めます

■社会福祉法人などで利用者負担額が軽減されます

県が指定した社会福祉法人が運営する施設などでサービスを受ける場合、生活が困難な人に対して利用者負担額が軽減されます。

対象サービス 短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護(以上、介護予防を含む)、訪問介護、通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、訪問型サービス、通所型サービス

申請方法 申請書と収入や資産、扶養状況に関する申告書を高齢福祉課介護保険係へ

| 対象になる人の基準 | 減額割合 |
|--|---------|
| 高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税または免除されている人(生活保護受給者は除く) | 50/100 |
| 世帯全員が市民税非課税または免除されていて、次の①～⑤の全てに該当する人(生活保護受給者は除く) ① 年間収入が単身世帯で150万円以下で、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること ② 預貯金や有価証券などの額が単身世帯で350万円以下で、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ③ 日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産などを持っていないこと ④ 負担能力のある親族などに扶養されていないこと ⑤ 介護保険料を滞納していないこと | 25/100 |
| 生活保護受給者の個室の居住費(滞在費)のみ | 100/100 |

■居宅サービス利用負担額の助成を行っています

市では収入が少なく、特に生活が困難な人が介護保険の居宅サービスを利用する場合、利用者負担の助成を実施しています。

助成期間 来年6月末日までを期間として、申請した月から

助成額 対象サービスの自己負担額の2分の1

申請方法 申請書と世帯の収入に関する届出書を高齢福祉課介護保険係へ

| 対象要件 | 対象サービス |
|---|--|
| 市内に住所があり、次の①～⑤の全てに該当する人 ① 介護保険の要介護(要支援)認定者または総合事業対象者 ② 生計を同じくする世帯全員が市民税非課税であること ③ 世帯の前年分の収入が、生活保護基準を下回るか、それと同程度であると認められる世帯であること ④ 被保険者本人に課せられている保険料などを滞納していないこと ⑤ 資産を活用しても、なお生活が困窮の状態にあること | 訪問入浴介護/訪問看護/訪問リハビリテーション/通所リハビリテーション/短期入所生活介護/短期入所療養介護/福祉用具貸与/認知症対応型通所介護/小規模多機能型居宅介護 ※上記は介護予防を含む 訪問介護/通所介護/定期巡回・随時対応型訪問介護看護/夜間対応型訪問介護/地域密着型通所介護/看護小規模多機能型居宅介護/訪問型サービス/通所型サービス |

介護、福祉に関することはお気軽に

在宅介護支援センターへご相談ください

問い合わせ 高齢福祉課高齢福祉係(東原庁舎内)☎内線77255

在宅介護支援センターでは、専門の相談員が高齢者を在宅で介護する人やひとり暮らし高齢者の相談を受け、必要な保健・福祉・介護保険サービスが受けられるよう、関係機関との連絡調整を行っており、地域包括支援センターの窓口にもなっています。

各中学校区により受け持ちを区分して、24時間体制で電話や面接などでの相談に応じています。訪問時には、介護予防支援などにつなげるため、「実態把握調査票」で日常生活の様子や健康状態の聞き取りもさせていただきますのでご協力ください。相談は無料で、相談員には守秘義務がありますので、安心してご相談ください。

在宅介護支援センターききょう
 ところ 横塚町957-2
 電話 ☎8816
 担当区 沼田中・池田中学校区

在宅介護支援センター花の苑
 ところ 戸鹿野町375-1
 電話 ☎8811
 担当区 沼田西中・薄根中学校区

在宅介護支援センターゆうゆう・うちだ
 ところ 久屋原町345-1
 電話 ☎8400
 担当区 沼田南中・沼田東中学校区



なかやま みつこ
中山三恵子相談員



はらさわ しん
原澤 禎 相談員



おくら りょうすけ
大倉洋亮相談員



おだいら つよし
小田充代相談員



ほんだ まさみち
本多昌道相談員

白沢在宅介護支援センター
 ところ 白沢町平出135-1
 電話 ☎4606
 担当区 白沢中学校区



わたなべ ゆき
渡辺有紀恵相談員

利根在宅介護支援センター
 ところ 利根町大楊1085-3
 電話 ☎4606
 担当区 利根中・多那中学校区



みやうち しずこ
宮内静子相談員

お互いさまのまちづくり勉強会

～地域のつながりを持って
元気で暮らし続けるために～

問い合わせ 地域包括支援センター(東原庁舎内)☎21112

市では、90歳や100歳になっても地域とのつながりを持って元気で暮らし続けるために、官民一体となったまちづくり勉強会(協議体)を中学校区ごとにつくり、生活支援コーディネーター(地域の在宅介護支援センターの相談員)と一緒に取り組みを進めています。今月は右表のとおり勉強会を開催しますので、ぜひ、ご参加ください。

対象 市内に在住、または通勤通学している人
申し込み ①と③は申し込み不要で当日自由参加。
 ②は6月25日(月)までにゆうゆう・うちだ☎28400へ

■勉強会予定表

| 勉強会名・学校区 | とき | ところ | テーマ | 定員(先着順) |
|--|-----------------|----------------|-----------------------|---------|
| ① 多那中学校区 | 6月20日(水)午後3時30分 | 多那地区コミュニティセンター | 多那中学校区におけるお互いさまのまちづくり | 30人 |
| ② まちなかきずなの会※南中学校区(東倉内町、西倉内町、上之町、馬喰町、中町、坊新田町、下之町、鍛冶町) | 6月28日(木)正午 | 中央公民館 | 交流会(今後の取組について) | 30人 |
| ③ 沼田中学校区 | 6月28日(木)午後2時 | 保健福祉センター | 社会資源(集まりの場所)の確認 | 30人 |